

# 京丹後市水道事業経営戦略



平成26(2014)年度策定  
令和6(2024)年度改定

京都府京丹後市



## 目 次

### はじめに

1. 計画の趣旨	1
2. 経営計画の改定及び計画期間	1

### 第1章 事業概要

1. 事業の現況	2
2. これまでの主な経営健全化の取組	5
3. 経営比較分析表を活用した現状分析	6
4. 経営比較分析の総括	9

### 第2章 将来の事業環境

1. 給水人口の予測	10
2. 水需要の予測	11
3. 料金収入の見通し	11
4. 組織の見通し	12

### 第3章 経営の基本方針

### 第4章 投資・財政計画（収支計画）

1. 投資・財政計画（収支計画）	15
2. 投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明	15
3. 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要	17

### 第5章 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

### 資料編

## はじめに

### 1. 計画の趣旨

市の水道事業においては、その歴史は古く、大正 4（1915）年 8 月 1 日に給水を開始して以来、令和 6（2024）年には 110 年を迎えることができました。

現在、令和 6（2024）年 3 月に策定した京丹後市水道事業ビジョンの下、50 年後、100 年後の将来を見据え、「郷土を支え未来に続く信頼の水」を基本理念として、持続・安全・強靭の 3 つの基本方針を定め、水道事業に取り組んでいます。

さて、公営企業である水道事業は、受益者負担の原則に基づき、経済合理性を發揮するとともに、公共福祉の観点から、住民生活にとって必要不可欠なサービスの提供が求められています。

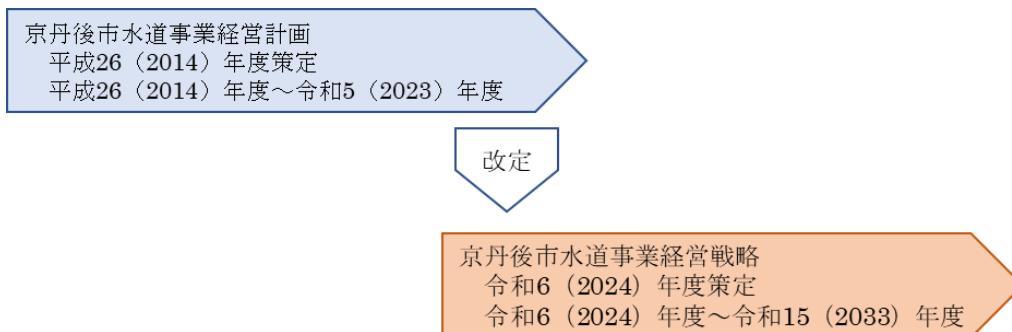
近年の水道事業を取り巻く環境は、人口減少や水需要の減少等により料金収入が減少傾向にある一方で、物価上昇等の影響による経費の増加や老朽化対策・耐震化対策による多額の資金需要が見込まれるなど、今後はより経営環境が厳しくなることが予想されています。

このような状況の中、将来にわたり水道事業を安定的に継続するための中長期的な経営の基本計画として、平成 31（2019）年 3 月に総務省が策定した「経営戦略策定・改定ガイドライン」を参考として京丹後市水道事業経営戦略を策定するものです。

### 2. 経営計画の改定及び計画期間

本市では、平成 26（2014）年 11 月に「京丹後市水道事業経営計画」を策定しています。

本計画は、前回の計画を社会情勢等の変化を踏まえ「京丹後市水道事業経営戦略」として計画を改定するものです。



## 第1章 事業概要

### 1. 事業の現況

#### (1) 給水

供用開始年月日	大正4（1915）年8月1日
計画給水人口	51,200人
現在給水人口	48,267人
有収水量密度	0.6千m <sup>3</sup> /ha
法適（全部・財務）・非適の区分	法適（全部）

※令和6（2024）年3月末現在

#### (2) 施設

水 源	表流水、伏流水、地下水等
施 設 数	浄水場設置数 57
	配水池設置数 88
施設能力	28,000 m <sup>3</sup> /日
管路延長	795km
施設利用率	66.8%

※令和6（2024）年3月末現在

#### (3) 料金

料金は、基本料金水量（使用水量5m<sup>3</sup>まで）と使用水量に応じた従量料金（6m<sup>3</sup>以上の超過料金）及びメーター使用料を設定しています。

このうち、メーター使用料は、口径13mmから150mmまでの各区分による口径別遡増型を採用しています。

基本料金、超過料金及びメーター使用料の合計額に消費税を加えた額（1円未満切り捨て）を水道料金としています。

<料金表>

(月額・税抜き)

区分	使用水量	料金
基本料金	5 m <sup>3</sup> まで	917 円
超過料金 (1 m <sup>3</sup> につき)	6 m <sup>3</sup> 以上 31 m <sup>3</sup> 未満	163 円
	31 m <sup>3</sup> 以上 51 m <sup>3</sup> 未満	173 円
	51 m <sup>3</sup> 以上 101 m <sup>3</sup> 未満	184 円
	101 m <sup>3</sup> 以上 201 m <sup>3</sup> 未満	194 円
	201 m <sup>3</sup> 以上	204 円
	臨時用 (6 m <sup>3</sup> 以上)	工事に使用する場合 489 円 6箇月以内の一時的使用 255 円

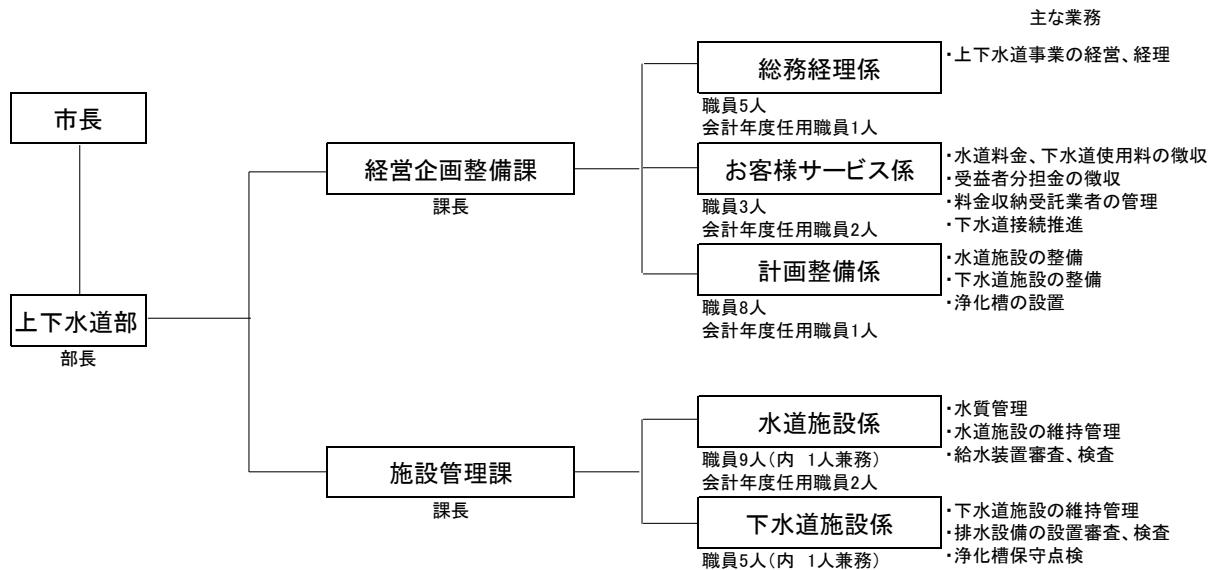
(月額・税抜き)

メーター使用料	口径	金額
	13mm	48 円
	20mm	76 円
	25mm	86 円
	30mm	152 円
	40mm	257 円
	50mm	362 円
	75mm	1,248 円
	100mm	1,476 円
	150mm	3,200 円

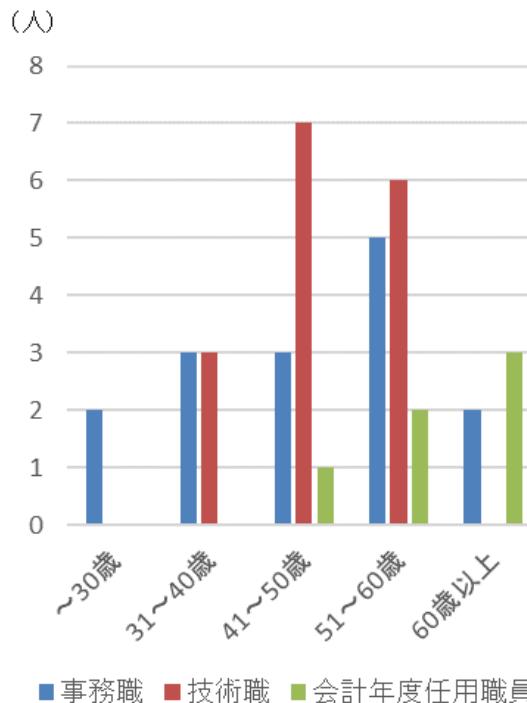
(4) 組織

平成 31 (2019) 年 4 月に上下水道部の組織改編を行い、上下水道事業で協力して事業を進めていけるよう、現在の組織体制となっています。

【組織体制】令和 6（2024）年 4 月 1 日現在



【職員数・職種・年齢構成】



## 2. これまでの主な経営健全化の取組

### (1) 徴収、検針、開閉栓業務の民間委託（平成 23（2011）年度から）

京丹後市上下水道お客様センターを開設し、水道料金・下水道使用料などの徴収業務を委託することで、お客様へのサービス向上と業務の効率化、コスト削減につながりました。

また、検針業務や開閉栓業務も委託することにより、職員数の削減につながりました。

### (2) 施設規模の適正化（平成 30（2018）年度まで）

久美浜地区において、国庫補助金を活用し簡易水道施設の統廃合を実施しました。施設数の減少による経費の削減につながりました。

### (3) 施設設備の適正化（平成 27（2015）年度から）

中央監視整備システムの改良を行うことで、使用回線の見直しを行い、回線使用料を削減することができ、業務の効率化につながりました。

### (4) 隔月検針の実施（平成 28（2016）年度から）

検針回数を減らすことにより、検針委託料、検針機器、お知らせ票の経費を削減することができました。

### (5) 主要施設の更新（平成 29（2017）年度から）

供用開始から 50 年が経過し、施設の劣化が見られていた中野浄水場の更新を行い、耐震基準に適合した基幹浄水場として整備しました。

### (6) 簡易水道事業の上水道事業への統合（令和元（2019）年度から）

効率的な事業実施、経営状況の把握により、安定した財政基盤の構築を進めています。

### (7) 下水道事業との組織統合（令和元（2019）年度から）

水道事業と下水道事業の組織を統合し、經理事務、料金等収納事務、工事設計において効率的に事務を行えるようになりました。

### (8) 企業債借入方法の変更（令和 5（2023）年度から）

水道債の借入について、固定金利を変動金利に変更することにより、支払利息を軽減することができました。

### 3. 経営比較分析表を活用した現状分析

#### ① 経常収支比率

$$\text{経常収支比率} = \text{経常収益} \div \text{経常費用} \times 100$$

給水収益等の収益で維持管理費や支払利息等の費用をどの程度抑えているかを示す指標であり、100%以上で単年度の収支が黒字であることを示す。

類似団体の平均を下回っており、さらに、100%未満を推移している赤字の状況となっている。今後は人口減少による給水収益の減少、労務単価等の上昇や施設の老朽化による維持管理費用の増加により、更なる数値の悪化が懸念されるため、収益増加や経費削減を検討していく必要がある。

#### ② 累積欠損金比率

$$\text{累積欠損金比率} = \frac{\text{当年度未処理欠損金}}{(\text{営業収益} - \text{受託工事収益})} \times 100$$

営業活動により生じた損失で、前年度からの繰越利益剰余金等でも補てんすることができず、複数年度にわたって累積した欠損金の状況を示す。

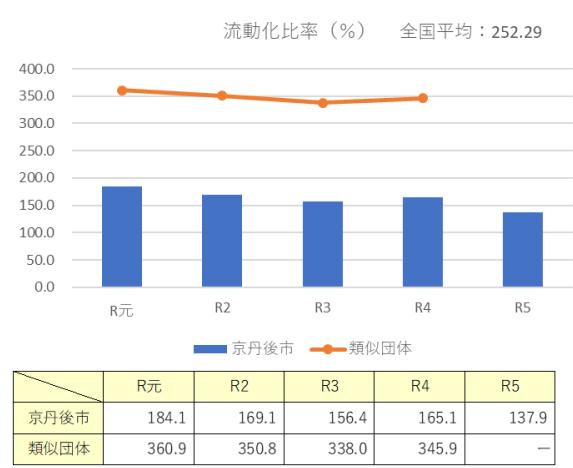
毎年度純損失が発生しているため年々増加している。類似団体と比較して割合、増加率とも大きい。必要経費が多額であるため、毎年度損失が増加している状況であり、経費を抑える工夫をしていく必要がある。

#### ③ 流動化率

$$\text{流動化率} = \text{流動資産} \div \text{流動負債} \times 100$$

1年以内に支払うべき債務（流動負債）に対して、支払うことができる現金（流動資産）がどれだけあるかを示す。

類似団体の平均値を下回っているが、100%を上回っており、1年以内に支払うべき債務に対して支払い能力に余力があると考えられる。今後も100%を下回ることがないよう現金を確保し、事業を進めていく必要がある。



#### ④ 企業債残高対給水収益比率

企業債残高対給水収益比率  
＝企業債現在高合計÷給水収益×100

給水収益に対する企業債残高の割合であり、企業債残高の規模を示す。

類似団体の平均値を上回っており、債務が多い状況となっている。旧簡易水道事業の企業債の償還が進んでいるが、浄水場の更新など建設改良事業の実施のため、企業債の借入を行っており、企業債残高は若干の減少傾向にとどまっている。今後も企業債残高を適正に管理し、着実に減少させていく必要がある。



#### ⑤ 料金回収率

料金回収率＝供給単価÷給水原価×100

給水に係る費用が、どの程度給水収益で賄っているかを示した指標であり、料金水準等を評価することが可能である。

類似団体の平均値を下回っており、さらに、100%未満を推移している。100%を下回ると健全な経営を維持するための資産維持費を確保できていない状況となることから、料金改定の必要性について検討していく必要がある。

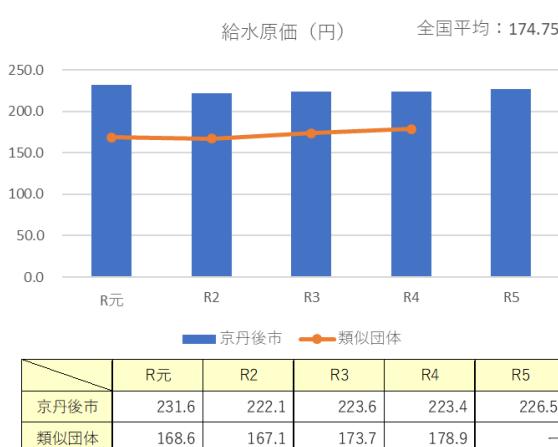


#### ⑥ 給水原価

給水原価＝{経常費用－（受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋付帯事業費）－長期前受金戻入} ÷年間総有収水量

有収水量 1 m<sup>3</sup>を作るために、どれだけの費用が掛かっているかを示す指標であり、数値が低いほど少ない費用で給水が行われていることを示す。

類似団体の平均値を上回っている。施設が多いことから維持管理費や減価償却費が多額であることが要因となっている。施設の統廃合などによる経費の削減などを検討していく必要がある。



## ⑦ 施設利用率

施設利用率 = 一日平均配水量 ÷ 一日配水能力 × 100

一日配水能力に対する一日平均配水量の割合であり、施設の利用状況や適正規模を判断することができる。

類似団体の平均値を上回っているが、年々減少傾向となっている。人口減少に伴い、配水量が減少傾向となっていることが要因と考えられる。



## ⑧ 有収率

有収率 = 年間総有収水量 ÷ 年間総配水量 × 100

施設の稼働が収益につながっているかを判断する指標

漏水調査を実施し、漏水箇所を見つけ修繕することにより、年々有収率が向上傾向にある。今後も漏水箇所の早期発見、修繕を進めていく必要がある。



## ⑨ 有形固定資産減価償却率

有形固定資産減価償却率 = 有形固定資産減価償却累計額 ÷ 有形固定資産のうち償却対象資産の帳簿原価 × 100

有形固定資産のうち償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいるかを示す指標で、資産の老朽化度合いを示している。

類似団体の平均値を下回っている。これは、旧簡易水道施設の統廃合を実施してきた結果によるものと考えられる。今後も老朽化した施設について計画的に更新していく必要がある。



## ⑩ 管路経年化率

管路経年化率＝法定耐用年数を経過した管路延長÷管路延長×100

法定耐用年数を超えた管路延長の割合を表す指標で、管路の老朽化度合いを示している。

類似団体の平均値を下回っており、老朽化した管路が少ない状態となっている。今後も老朽化した施設について計画的に更新していく必要がある。



## ⑪ 管路更新化率

管路更新率＝当該年度に更新した管路延長÷管路延長×100

当該年度に更新した管路延長の割合を表す指標で、管路の更新ペースや状況を把握できる。

石綿管の更新を中心に行っていたこともあり、類似団体と比較して高い傾向にある。今後も老朽化した管路について計画的に更新していく必要がある。



## 4. 経営比較分析の総括

経常収支においては赤字が続いている状況となっています。物価上昇や施設の老朽化により維持管理経費の増加が予想され、経営状況は引き続き厳しい状況となると想定されます。そのため、費用の削減に努めるとともに、給水収益を確保するためにも、水道料金の改定も視野に入れ、検討していく必要があります。

また、多くの施設を保有していることによる多額の維持管理費用を削減するため、施設の統廃合を進めていく必要があります。

有収率は年々上昇傾向にありますが、類似団体と比較すると低い状況にあります。有収率の向上に向けて計画的に老朽化した管路の更新を行う必要があります。

## 第2章 将来の事業環境

### 1. 給水人口の予測

将来の給水人口は、上位計画にあたる「京丹後市水道事業ビジョン」における将来予測を参考に作成しています。

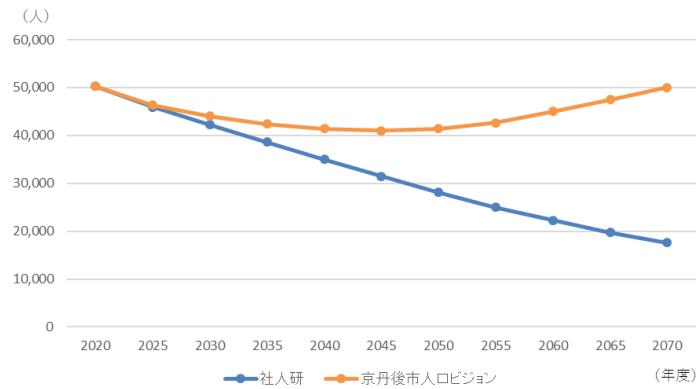
京丹後市水道事業ビジョンでは、2パターンの将来予測を行っています。

一つは、国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という。）の将来人口推計（令和元（2019）年）を用いた行政区域内人口及び給水人口の推計です。社人研の将来人口推計を用いた人口には実績人口との差があることから、令和4（2022）年度の実績値48,550人を基に推計したところ、行政区域内人口は令和17（2035）年度には38,692人に、令和32（2050）年には28,212人に減少する予測となり、給水人口は令和17（2035）年度には38,579人に、令和32（2050）年には28,130人に減少する予測となっています。

もう一つは、「京丹後市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン（令和4（2022）年7月改訂）」（以下「京丹後市人口ビジョン」という。）を用いた行政区域内人口及び給水人口の推計です。令和4（2022）年度の実績値48,550人を基に京丹後市人口ビジョンの将来人口推計（令和4（2022）年）を用いた推計では、行政区域内人口は令和17（2035）年度には42,490人となり、その後ほぼ横ばいになりますが、令和32（2050）年以降増加し、令和32（2050）年には41,518人に増加する予測となり、給水人口は令和17（2035）年度には42,366人に、令和32（2050）年には41,397人となる予測となっています。

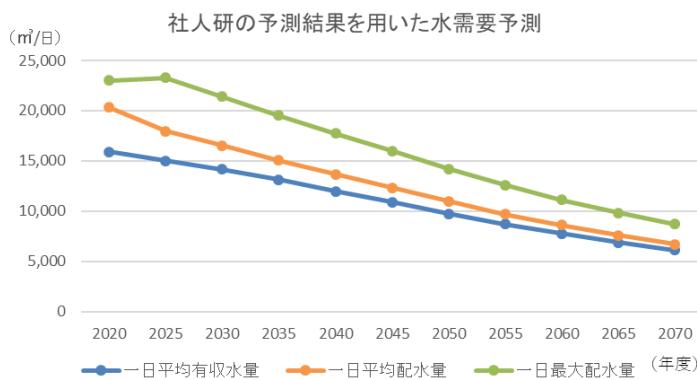
2つの将来予測を比較すると、京丹後市人口ビジョンを用いた推移では、減少した人口が令和30（2048）年度頃から増加する見込みとなっていますが、社人研の将来人口推計を用いた推移では、減少し続ける見込みとなっています。

本計画においては、厳しい将来推計を行う観点から、社人研を用いた推移に基づいて料金等の将来予測の計画を立てることとします。



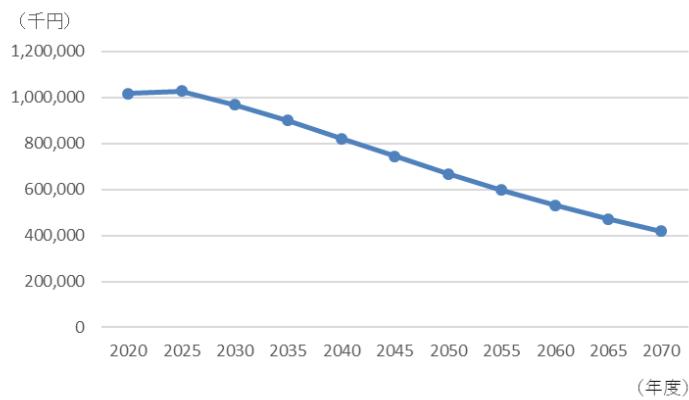
## 2. 水需要の予測

社人研の将来人口推計を用いた場合の水需要の予測を行いました。両推計とともに、人口が減少していることに加え、節水機器の普及や節水意識の向上などにより、水需要が減少する見込みとなっています。



## 3. 料金収入の見通し

人口減少や節水機器の普及により、料金収入は減少する見通しです。



#### 4. 組織の見通し

本市では、広範囲に多くの水道施設が点在していることから、安心・安全な水の供給のために一定数の職員数を確保していくことが必要となります。

また、現在の職員配置では 50 歳代以上の職員が約半数を占めている状況となっており、経験豊富な職員から若手職員に対して技術継承する必要があります。水道施設の適切な維持管理や公営企業会計における適切な会計処理を行うため、専門知識や専門技術を持った人材を確保しながら事業を進めていくとともに、民間の活用も検討していく必要があります。

さらに、研修への参加により新たな情報や技術を取り入れることで、職員の技術力向上や成長につなげていくことが必要です。

## 第3章 経営の基本方針

水道は、市民生活や社会経済活動にとって欠かすことのできない大切なライフラインであり、安心で安全な水の供給を安定して行うことが求められています。

近年、人口減少や有収水量の減少に伴う給水収益の減少、施設の老朽化や物価高騰等水道事業を取り巻く状況は年々厳しくなってきています。

このため、厚生労働省新水道ビジョンに掲げられている「持続」「安全」「強靭」を基本方針とした『京丹後市水道事業ビジョン』を令和6（2024）年3月に策定し、このビジョンに基づき水道事業に取り組んでいきます。

### **【基本理念】郷土を支え未来に続く信頼の水**

### **【基本方針】**

#### **■ 持続【健全経営を持続できる水道】**

##### **① 経営基盤の強化**

- ・ 水道施設の適切な維持管理を踏まえた施設の更新やダウンサイジングなどをを行い、施設の統廃合を進めます。
- ・ 環境負荷への低減のため、新エネルギーの導入に関し調査・研究を進めます。
- ・ 安定した水の供給を維持するため、新たな水源の確保、水量の確保に努めます。

##### **② 業務の効率化**

- ・ 専門知識を次世代に継承します。
- ・ 研修に参加することなどにより、新たな情報や技術を取り入れながら職員の意識向上や知識・技術の向上に努めます。
- ・ タブレットの活用など効率的な業務を行う仕組を構築します。

#### **■ 安全【安心・安全で信頼される水道】**

##### **① 安心で安全な水道の供給**

- ・ 水質管理の充実に向けて、近隣事業体との知識及び技術の共有を図ります。
- ・ 水安全計画の策定・運用に取り組みます。
- ・ きき水体験を実施するなど水道や水質に関するための事業を行うとともに、ホームページなどで情報の提供を行います。

## ■ 強靭【災害や危機管理に強い強靭な水道】

### ① 水道事業の強靭化

- ・ 施設や管路の耐震化を進めます。
- ・ 災害などの非常時におけるバックアップ施設を整備します。
- ・ 災害予防のためのソフト環境を整備します。

### ② 広域連携の推進

- ・ 水道施設や管路が被災するような災害が起こった場合に対応できるよう、他事業体との連携強化を図ります。

## 第4章 投資・財政計画（収支計画）

### 1. 投資・財政計画（収支計画）

令和6（2024）年度から30年間の財政シミュレーションを踏まえ、資料編に令和15（2033）年度までの計画期間における京丹後市水道事業投資・財政計画及び原価計算書を示します。

### 2. 投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明

#### （1）収支計画のうち投資についての説明

＜目標＞

- アセットマネジメント計画に基づき、施設の統廃合に取り組みます。
- 安心で安全な水道の供給のための整備を行います。

##### ① アセットマネジメント計画に基づいた施設の統廃合

本市では、人口減少の見通しが予測されており、水道料金の収入増加は見込めません。その一方、多くの施設を有しております、維持管理や施設の老朽化に対応するためには施設の更新を行う必要があります、多額の費用が必要となります。

また、給水人口の減少により余剰水の増加が見込まれるため、水道施設のダウンサイ징や連絡管の整備などにより、施設の統廃合を進め、財政運営の改善を図ります。

##### ② クリプトストリジウム対策

安全な水の供給を行うため、クリプトストリジウム対策未対応の施設に対する対策を行います。

単位：年度

対象浄水場	内容	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)	R13 (2031)	R14 (2032)	R15 (2033)	R16 (2034)	R17 (2035)
大成浄水場・浅茂川浄水場・須川浄水場・堀越浄水場	クリプトストリジウム対策	-----	-----	-----	-----	-----	実施予定期間	-----	-----	-----	-----
郷浄水場	中野浄水場と統合	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----
三重浄水場	口大野浄水場と統合	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----
岡田浄水場 松ヶ崎浄水場・俵野浄水場	浄水場・水源改良 岡田浄水場と統合	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----
口大野浄水場 奥大野浄水場	取水改良 口大野浄水場と統合	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----
河辺浄水場 久住浄水場・竹野川浄水場・五十河浄水場・森本浄水場	浄水場・取水改良 河辺浄水場と統合	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----
八木浄水場・筆石浄水場	荒木野浄水場と統合	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----
等楽寺第二浄水場	溝谷浄水場と統合	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----
吉野浄水場	須川浄水場と統合	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

## (2) 収支計画のうち財源についての説明

<目標>

- ・ 補助金や企業債を活用し、財源の確保に努めます。

### ① 水道料金

給水人口の減少や節水機器の普及拡大等により、料金収入は減少していくと見込んでいます。

### ② 繰入金

総務省の繰出基準に基づく旧簡易水道事業の元利償還金、統合後簡易水道事業の元利償還金や高料金対策に要する経費の繰入れを見込んでいます。

また、交付税措置のある過疎対策債の元利償還金について、繰入れを見込んでいます。

### ③ 国庫補助金

建設改良事業の財源として、社会资本整備総合交付金等、国府補助事業を活用することを見込んでいます。

### ④ 企業債

建設改良事業の財源として、企業債を活用することとしています。

## (3) 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

### ① 職員給与費

職員の増減は見込まず、ベースアップ年 1.9%のみを見込んでいます。

### ② 動力費

令和 6 (2024) 年度の決算見込値を基に、物価上昇率年 2%（日本銀行による物価安定の目標値のこと）をいう。以下同じ。）を見込んでいます。

### ③ 修繕費

令和 6 (2024) 年度の決算見込値を基に、物価上昇率年 2%を見込んでいます。

### ④ 委託料

令和 6 (2024) 年度の決算見込値を基に、物価上昇率年 2%を見込んでいます。

### ⑤ 減価償却費

建設改良事業に伴う償却額を見込んでいます。

## ⑥ 支払利息

管路の新設及び更新は、償還期間 30 年（うち、据置期間 5 年）の元利均等償還、金利（年 1.4%）での借入れとし、施設機器は、償還期間 15 年（うち、据置期間 3 年）の元利均等償還、金利（年 1.4%）での借入れを見込んでいます。

## 3. 今後検討予定の取組の概要

### （1）投資の合理化及び経費の見直しについての検討状況等

#### ① 広域化

京都府や京都府北部 5 市 2 町の水道事業体による京都府北部地域連携都市圏形成推進協議会の枠組みを活用し、広域化の検討を行っています。

京丹後市は市域が広く、他市町との施設の共同化には多くの課題がありますが、ソフト面での広域化を中心として、共同発注やシステム共同化などの事務の広域的処理を検討していきます。

#### ② 民間の資金・ノウハウ等の活用（PPP/PFI 等の導入等）

水道事業は、水道法においては原則として市町村が経営することと規定されており、市が責任を持って運営しています。

なお、本市では、効率的なサービスの提供が可能な業務については、民間のノウハウを活用し、適正な業務執行の確保に留意しながら民間事業者に委託しています。今後も、民間の活用無くしては水道事業の経営は難しいことから、効率性や経済性を踏まえた活用を検討していきます。

#### ③ アセットマネジメントの充実（施設・設備の長寿命化等による投資の平準化）

施設の耐用年数と更新費用を用いた更新計画を策定し、予算を編成します。

#### ④ 施設・設備の廃止及び統合（ダウンサイジング）

アセットマネジメント計画に基づき、浄水施設の統廃合を進めます。

#### ⑤ 施設・設備の合理化（スペックダウン）

施設におけるポンプ更新の際には、必要水量に合わせたポンプ設備容量を検討するなど、適切なスペックでの更新を行います。

#### ⑥ その他の取組

- ・ 料金請求は毎月請求となっていますが、経費削減や事務の省力化のため隔月請求を検討します。

- ・ 有収率 90%（令和 5（2023）年度末の有収率は、82.0%）を目標とし、衛星技術を用いた漏水調査など最新の技術を活用し、漏水箇所を特定させ、対応を行います。
- ・ 業務の効率化や住民サービスの向上の視点を持ち、最新技術の動向に注視しながらデジタル化を推進します。

## （2）財源についての検討状況等

### ① 料金

本市では、簡易水道事業が上水道事業に統合した令和元（2019）年度以降、料金回収率が 100%を下回っている状況が続いていますが、本計画においても、計画期間を通じ毎年度経常損失が発生し、計画期間の後半（令和 15（2033）年度）には補填財源に不足が生じる予測となりました。

水道事業の経営は、独立採算制で運営されるという考え方に基づき、水道料金により経営に必要な費用を賄う必要がありますが、計画期間において、収支均衡を図るためにには、令和 7（2025）年度では約 1 億 7 千万円、令和 10（2028）年度では約 2 億 6 千万円、計画期間の最終年である令和 15（2033）年度では約 4 億 1 千万円程度の収入が必要となります。これは、毎年度の水道料金収入に置き換えると、令和 7（2025）年度では 16%程度、令和 10（2028）年度では 26%程度、令和 15（2033）年度では 44%程度の料金改定が必要となることになる試算です。

一方、本計画期間において、少なくとも補填財源に不足が生じないためには、令和 12（2030）年度に 10%程度、令和 15（2033）年にさらに 5%程度の料金改定が必要という試算となりました。

今後は、本計画に基づく経費削減に向けた取組を行うとともに、毎年度の決算を踏まえ資金状況を注視しつつ、遅くとも令和 10（2028）年度頃には料金改定について検討を始める必要があると考えています。併せて、実際の料金改定に当たっては、水道・下水道とも料金・使用料の改定年度が連続とならないよう配慮する必要があると考えています。

また、水道料金体系により経営に必要な費用を賄えているかの検証については、3～5 年に 1 度は行っていく必要があります。

## ② 企業債

建設改良事業の財源としての企業債の借入れは、資金調達の有効な手段の一つであるとともに、将来にわたり水道使用者に整備に係る費用を負担していたくため、世代間の財政負担の公平化を図ることができます。

借入れに当たっては、企業債利息の支払や企業債残高の増加による将来世代への負担が大きくならないよう、支払利息額を少なくするための工夫や計画的な借入れにより、企業債残高の縮減に努めます。

## (3) その他の取組

### ① 情報発信、広報活動

- ・ 京丹後市の水を多くの人に飲んでもらい、水の大切さを認識してもらうための活動、おいしい水の PR 活動を行っていきます。

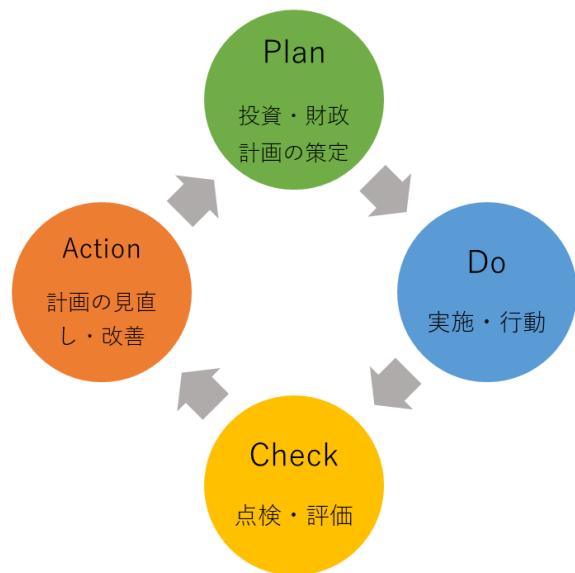
### ② 環境活動

- ・ マイボトルの普及活動や自然エネルギーの導入など環境対策にも力を入れていきます。

## 第5章 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

毎年決算が公表された後、経営状況を把握するため、経営指標を用いて状況を検証します。

また、投資・財政計画における実績値との乖離や計画内容との進捗を検証し、5年間を目安として経営戦略の更新を行います。





投資・財政計画  
(収支計画)

年 分		令和5年度 (決算)	令和6年度 (見込)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)	令和12年度 (2030)	令和13年度 (2031)	令和14年度 (2032)	令和15年度 (2033)
資	1. 企業債	638,800	683,900	980,600	589,700	516,400	480,400	526,400	531,700	431,700	448,400	526,400
資	うち資本費平準化債											
資	2. 他会計補助金	441,578	569,141	665,300	240,949	227,441	198,847	190,394	175,195	139,917	119,934	103,817
資	3. 他会計負担金											
資	4. 他会計借入金											
本	5. 他会計補助金											
本	6. 国(都道府県)補助金					72,300	85,600	67,600	90,600	93,300	101,600	140,600
本	7. 固定資産売却代金											
的	8. 工事負担金											
的	9. その他の支出の財源充当額	(A)	1,092,579	1,333,100	1,898,149	901,441	812,847	750,394	804,195	776,917	656,934	665,817
收	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額	(B)										
收	純計 (A)-(B)	(C)	1,092,579	1,333,100	1,898,149	901,441	812,847	750,394	804,195	776,917	656,934	665,817
資	1. 建設改良費	976,551	1,075,144	1,712,701	709,000	668,000	594,000	664,000	671,000	573,000	600,000	727,000
資	うち職員給与費											
資	2. 企業償還資金	614,930	707,889	594,800	582,715	546,953	537,504	530,213	495,940	495,420	486,999	490,702
資	3. 他会計長期借入返済金											
資	4. 他会計への支出金											
支	5. その他の支出	(D)	1,591,181	1,783,033	2,307,501	1,291,715	1,214,953	1,131,504	1,194,213	1,166,940	1,068,420	1,086,999
支	資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C)	(E)	498,802	449,933	409,352	390,274	402,106	381,110	390,018	390,023	411,486	421,182
支	1. 損益勘定留保資金	411,023	352,211	253,670	330,138	349,179	333,274	337,909	337,523	367,895	375,891	114,588
支	2. 利益剰余金処分額											
支	3. 繰越工事賃金											
財	4. その他の支	(F)	87,579	97,722	155,682	60,136	52,927	47,836	52,109	52,500	43,591	45,291
財	補填財源不足額 (E)-(F)		498,802	449,933	409,352	390,274	402,106	381,110	390,018	390,023	411,486	421,182
財	他会計借入金残高 (G)											
全	企業債残高 (H)		8,967,767	8,943,778	9,329,578	9,336,563	9,306,010	9,248,906	9,245,093	9,280,853	9,217,133	9,178,534
○他会計繰入金												
年 分		令和5年度 (決算)	令和6年度 (見込)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)	令和12年度 (2030)	令和13年度 (2031)	令和14年度 (2032)	令和15年度 (2033)
収益的	1. 収支分	113,093	138,650	77,910	61,894	30,967	28,528	22,247	20,681	19,888	19,448	19,287
収益的	うち基準内繰入金	111,939	93,607	77,167	61,272	30,419	28,012	21,762	20,223	19,453	19,037	18,900
収益的	うち基準外繰入金	1,154	45,043	743	622	548	516	485	458	435	411	387
資本的	2. 収支分	441,578	252,561	240,949	227,441	198,847	190,394	175,195	139,917	119,934	103,817	99,924
資本的	うち基準内繰入金	173,979	174,539	172,302	167,617	157,251	156,954	148,321	135,247	115,240	99,100	95,183
資本的	うち基準外繰入金	267,599	268,002	268,647	259,324	41,536	39,440	26,874	4,670	4,694	4,717	4,741
合	合計	554,671	391,191	318,859	289,335	229,814	218,922	197,442	160,598	139,822	123,265	119,211

## 原価計算表

布設年月日 大正4年8月1日  
 給水人口 42,963人  
 計算期間 自令和7年4月  
 至令和12年3月  
 (5年間)

## 収入の部

項目	金額			
	最近1箇年間の実績	投資・財政計画上額(A)	公費負担分(B)	料金対象収支(A)-(B)
料 金 (X)	千円 1,051,639	千円 1,003,359	千円	千円 1,003,359
給 水 装 置 工 事 費	0	0		0
そ の 他	323,586	320,062		320,062
合 計	1,375,225	1,323,421	0	1,323,421

## 支出の部

項目	金額			
	最近1箇年間の実績	投資・財政計画上額(A)	公費負担分(B)	料金対象収支(A)-(B)
人 基 本 紙	千円 78,866	千円 194,236	千円 2,238	千円 191,998
件 手 当	54,706			0
費 法 定 福 利 費	28,851			0
委 託 料	193,416	214,118		214,118
修 繕 費	46,781	44,397		44,397
動 力 費	108,348	142,785		142,785
薬 品 費	31,404	34,506		34,506
減 償 却 費	647,475	715,225	247,802	467,423
資 産 減 耗 費	20,045	15,000		15,000
支 払 利 息	29,477	113,449	21,438	92,011
そ の 他	184,892	78,175		78,175
合 計 (Y)	1,424,261	1,551,891	271,478	1,280,413

資 産 維 持 費 (Z)	149,700
料 金 対 象 経 費 (Y) + (Z)	1,430,113

$$(X) / ((Y) + (Z)) * 100 = \boxed{70.16}$$

## &lt;料金水準についての説明&gt;

## &lt;原価計算表について&gt;

- 令和4年1月25日付け総務省通知「経営戦略の改定推進について」の「経営戦略のひな型様式」を参考に、投資財政計画を基に原価計算表を作成しました。
- 収益的支出のうち、資本費以外については費目度との一括表示として作成しました。

## &lt;料金水準について&gt;

- 資産維持率を1%としたときの上記原価計算表による算定の結果、料金対象経費に対する料金収入の割合は70.16%となり、約30%の収入が不足している状態です。
- 料金対象経費が料金収入で賄えるよう、使用料水準が適正に設定されているかどうか、3~5年に1度検討していく必要があり、今後の課題としていきます。

1 投資・財政計画上額(A)欄は、直近の料金算定期間内における平均値を記載すること。

2 起債償還額が減価償却額を超えるときは、当分の間、その差額を一般管理費のその他の欄に記載して差し支えないこと。

3 資産維持費は、将来の更新需要が新設当時と比較し、施工環境の悪化、高機能化(耐震化等)等により増大することが見込まれる場合に、使用者負担の期間的公平等を確保する観点から、実体資本を維持し、サービスを継続していくために必要な費用(増大分に係るもの)を、適正かつ効率的、効果的な中長期の改築(更新)計画に基づいて算定し、計上するもの。そのため、資産維持費(Z)欄は、「水道料金算定期要領」(公益社団法人日本水道協会)を参考に、所有している資産の規模、経営環境等の実情に応じ、料金算定期に適切に反映すべき費用を記載すること。